

課税売上高計算表…〔表ロ〕

この計算表は見本です。

表ロ

課 税 売 上 高 計 算 表

(令和 元 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち 旧 税 率 6.3%適用分	うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分	
営業等課税売上高	①	表イ-1の①C欄の金額 円	表イ-1の①D欄の金額 円	表イ-1の①E欄の金額 円	表イ-1の①F欄の金額 円
農業課税売上高	②	表イ-2の②C欄の金額	表イ-2の②D欄の金額	表イ-2の②E欄の金額	表イ-2の②F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち 旧 税 率 6.3%適用分	うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分	
課税売上高	③	表イ-3の③C欄の金額	表イ-3の③D欄の金額	表イ-3の③E欄の金額	表イ-3の③F欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち 旧 税 率 6.3%適用分	うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち 旧 税 率 6.3%適用分	うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦				
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高 (⑦-⑧)	⑨				

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩				
--	---	--	--	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-2の①-1C欄へ (簡易課税用)付表4-2の①-1C欄へ
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1D欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1D欄へ
円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑬ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1E欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1E欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表 4－1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

この計算表は見本です。

第4-(3)号様式

付表4－1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
区 分		旧 税 率 分 小 計 X	税 率 6.24 % 適 用 分 D	税 率 7.8 % 適 用 分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額	①	(付表4-2の①X欄の金額) 円	円	円	※第二表の①欄へ 円
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	① 1	(付表4-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
消 費 税 額	②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑬欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑭欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑮欄へ
貸倒回収に係る消費税額	③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④ (付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の⑤D欄又は⑥D欄の金額)	(付表5-1の⑤E欄又は⑥E欄の金額)	(付表5-1の⑤F欄又は⑥F欄の金額) ※第一表の④欄へ
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤ (付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑯欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥ (付表4-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦ (付表4-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ	
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※⑬E欄へ	※⑬E欄へ	
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ
地方消費税の課税標準額	控 除 不 足 還 付 税 額	⑪ (付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑤D欄と⑥E欄の合計金額)	
	差 引 税 額	⑫ (付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑩E欄の合計金額)	
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑪)	⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑱欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑱欄へ ※プラスの場合は第一表の⑱欄へ ※第二表の⑲欄へ
譲 渡 還 付 額	⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
割 納 税 額	⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)	
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑳欄へ ※プラスの場合は第一表の⑳欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

付表 4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる 消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

この計算表は見本です。

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡 易

課 税 期 間		. . . ~ . . .		氏 名 又 は 名 称			
区 分		税 率 3 % 適 用 分	税 率 4 % 適 用 分	税 率 6.3 % 適 用 分	旧 税 率 分 小 計 X		
		A	B	C	(A+B+C)		
課 税 標 準 額	①	円 000	円 000	円	※付表4-1の①X欄へ 円		
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	① 1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表4-1の①-1X欄へ		
消 費 税 額	②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の②欄へ	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の③欄へ	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の④欄へ	※付表4-1の②X欄へ		
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表4-1の③X欄へ		
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④	(付表5-2の⑤A欄又は⑤A欄の金額)	(付表5-2の⑤B欄又は⑤B欄の金額)	(付表5-2の⑤C欄又は⑤C欄の金額)	※付表4-1の④X欄へ	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤	※付表5-2の③A欄へ	※付表5-2の③B欄へ	※付表5-2の③C欄へ	※付表4-1の⑤X欄へ	
	貸倒れに係る税額	⑥				※付表4-1の⑥X欄へ	
	控 除 税 額 小 計	⑦				※付表4-1の⑦X欄へ	
(4)+(5)+(6)							
控 除 不 足 還 付 税 額	⑧		※①B欄へ	※①C欄へ	※付表4-1の⑧X欄へ		
(7)-(2)-(3)							
差 引 税 額	⑨		※②B欄へ	※②C欄へ	※付表4-1の⑨X欄へ		
(2)+(3)-(7)							
合 計 差 引 税 額	⑩	/			/		
(9)-(8)							
地方と 異なる 消費 税の 課税 税額	控 除 不 足 還 付 税 額	⑪	(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)	※付表4-1の⑩X欄へ	
	差 引 税 額	⑫	(⑨B欄の金額)		(⑨C欄の金額)	※付表4-1の⑪X欄へ	
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額		⑬	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ	※付表4-1の⑫X欄へ	
(12)-(11)							
譲 渡 割 制 額	還 付 額	⑭	(⑪B欄×25/100)		(⑪C欄×17/63)	※付表4-1の⑬X欄へ	
	納 税 額	⑮	(⑫B欄×25/100)		(⑫C欄×17/63)	※付表4-1の⑭X欄へ	
合 計 差 引 譲 渡 割 額		⑯	/		/		
(15)-(14)							

- 注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表 5-1 控除対象仕入税額等の計算表

第4-(4)号様式

この計算表は見本です。

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	-----------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円	(付表4-1の②D欄の金額) 円	(付表4-1の②E欄の金額) 円	(付表4-1の②F欄の金額) 円
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の③E欄の金額)	(付表4-1の③F欄の金額)
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額)	(付表4-1の④D欄の金額)	(付表4-1の④E欄の金額)	(付表4-1の④F欄の金額)
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	(付表5-2の④X欄の金額)			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表5-2の⑤X欄の金額) 円	※付表4-1の④D欄へ	※付表4-1の④E欄へ	※付表4-1の④F欄へ

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			※第一表「事業区分」欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額)			※ #
第三種事業 (製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額)			※ #
第四種事業 (その他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額)			※ #
第五種事業 (サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)			※ #
第六種事業 (不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)			※ #

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第二種事業 (小売業等) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額)			
第三種事業 (製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額)			
第四種事業 (その他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額)			
第五種事業 (サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)			
第六種事業 (不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。
3 課税売上高につき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑯欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right) \text{ ⑳}$ $\left(\frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{㉑} \times 40\%}{\text{⑬}} \right)$	(付表5-2の㉑X欄の金額) 円	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\left(\frac{\text{㉒F} + \text{㉓F} + \text{㉔F} + \text{㉕F} + \text{㉖F} + \text{㉗F} + \text{㉘F} + \text{㉙F} + \text{㉚F} + \text{㉛F} + \text{㉜F} + \text{㉝F} + \text{㉞F} + \text{㉟F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉑}$ $\text{④} \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	(付表5-2の㉑X欄の金額) 円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 $\left(\frac{\text{㉒F} + \text{㉓F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉑}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額) 円	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 $\left(\frac{\text{㉒F} + \text{㉔F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉒}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第一種事業及び第四種事業 $\left(\frac{\text{㉒F} + \text{㉕F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉓}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第一種事業及び第五種事業 $\left(\frac{\text{㉒F} + \text{㉖F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉔}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第一種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{㉒F} + \text{㉗F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉕}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第二種事業及び第三種事業 $\left(\frac{\text{㉓F} + \text{㉔F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉖}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第二種事業及び第四種事業 $\left(\frac{\text{㉓F} + \text{㉕F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉗}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第二種事業及び第五種事業 $\left(\frac{\text{㉓F} + \text{㉖F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉘}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第二種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{㉓F} + \text{㉗F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉙}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第三種事業及び第四種事業 $\left(\frac{\text{㉔F} + \text{㉕F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉚}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第三種事業及び第五種事業 $\left(\frac{\text{㉔F} + \text{㉖F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉛}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第三種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{㉔F} + \text{㉗F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉜}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第四種事業及び第五種事業 $\left(\frac{\text{㉕F} + \text{㉖F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉝}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第四種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{㉕F} + \text{㉗F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉞}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			
第五種事業及び第六種事業 $\left(\frac{\text{㉖F} + \text{㉗F}}{\text{㊱F}} \right) \geq 75\% \text{ ㉟}$ $\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉑X欄の金額)			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
選 択 可 能 な 計 算 式 区 分 (㉑ ～ ㉟) の 内 か ら 選 択 し た 金 額 ㉑	(付表5-2の㉑X欄の金額) 円	※付表4-1の㉑D欄へ 円	※付表4-1の㉑E欄へ 円	※付表4-1の㉑F欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表 5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

第4-(8)号様式

この計算表は見本です。

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	-----------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額	①	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の①X欄へ 円
貸倒回収に 係る消費税額	②	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の②X欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額	③	(付表4-2の⑤A欄の金額)	(付表4-2の⑤B欄の金額)	(付表4-2の⑤C欄の金額)	※付表5-1の③X欄へ
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③)	④				※付表5-1の④X欄へ

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の⑤X欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額	円	円	円	※付表5-1の⑥X欄へ 円
第一種事業 (卸売業)				※付表5-1の⑦X欄へ
第二种事業 (小売業等)				※付表5-1の⑧X欄へ
第三种事業 (製造業等)				※付表5-1の⑨X欄へ
第四種事業 (その他)				※付表5-1の⑩X欄へ
第五種事業 (サービス業等)				※付表5-1の⑪X欄へ
第六種事業 (不動産業)				※付表5-1の⑫X欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額	円	円	円	※付表5-1の⑬X欄へ 円
第一種事業 (卸売業)				※付表5-1の⑭X欄へ
第二种事業 (小売業等)				※付表5-1の⑮X欄へ
第三种事業 (製造業等)				※付表5-1の⑯X欄へ
第四種事業 (その他)				※付表5-1の⑰X欄へ
第五種事業 (サービス業等)				※付表5-1の⑱X欄へ
第六種事業 (不動産業)				※付表5-1の⑲X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。
3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left(\frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{㉑} \times 40\%}{\text{⑬}} \right) \times \text{みなし仕入率}$	円	円	円	※付表5-1の㉑X欄へ 円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\frac{(\text{㉑F} / \text{㉑F} \cdot \text{㉑F} / \text{㉑F} \cdot \text{㉑F} / \text{㉑F} \cdot \text{㉑F} / \text{㉑F} \cdot \text{㉑F} / \text{㉑F} \cdot \text{㉑F} / \text{㉑F} \cdot \text{㉑F} / \text{㉑F}) \geq 75\%}{\text{㉑} \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)}$	円	円	円	※付表5-1の㉑X欄へ 円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 80\%}{\text{㉑}}$	円	円	円	※付表5-1の㉑X欄へ 円
第一種事業及び第三種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 70\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第四種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 60\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第五種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 50\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第六種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 40\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第三種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 80\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 70\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第四種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 80\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 60\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第五種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 80\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 50\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第六種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 80\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 40\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第四種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 70\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 60\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第五種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 70\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 50\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第六種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 70\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 40\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第四種事業及び第五種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 60\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 50\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第四種事業及び第六種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 60\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 40\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ
第五種事業及び第六種事業 ($\text{㉑F} + \text{㉑F}$) / $\text{㉑F} \geq 75\%$ $\text{㉑} \times \frac{\text{㉑} \times 50\% + (\text{㉑} - \text{㉑}) \times 40\%}{\text{㉑}}$				※付表5-1の㉑X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選 択 可 能 な 計 算 式 区 分 (㉑ ~ ㉑) の 内 か ら 選 択 し た 金 額	※付表4-2の㉑A欄へ 円	※付表4-2の㉑B欄へ 円	※付表4-2の㉑C欄へ 円	※付表5-1の㉑X欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）

この申告書は見本です。

第3-(3)号様式

G K 0 4 0 5

管

個人事業者用 第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 屋号 個人番号 (フリガナ) 氏名

※ 一連番号 申告年月日 申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	0 0 0	03
消費税額	②		06
貸倒回収に係る消費税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0	15
中間納付税額	⑩	0 0	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	0 0	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0	18
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬		19
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	0 0	20
この課税期間の課税売上高	⑮		21
基準期間の課税売上高	⑯		

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	0 0	52
譲渡額	⑲		53
納税額	⑳	0 0	54
中間納付譲渡割額	㉑	0 0	55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0	56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	0 0	57
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔		58
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	0 0	59

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖

付割賦基準の適用 有 無 31

延払基準等の適用 有 無 32

工事進行基準の適用 有 無 33

現金主義会計の適用 有 無 34

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 有 無 35

区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合 %

第1種 36

第2種 37

第3種 38

第4種 39

第5種 42

第6種 43

特例計算適用(令57③) 有 無 40

還す付るを金受付けよう開と等

銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税理士署名押印 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

㉖=(㉒+㉓)-(㉔+㉕+㉖+㉗)・修正申告の場合㉖=㉒+㉓
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

第3-(2)号様式

G K 0 6 0 1

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 屋号	
(フリガナ) 氏名	

整理番号	
------	--

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38②	52
小売等軽減売上割合	☐	附則39①	53

個人事業者用

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額	①
※申告書(第一表)の①欄へ	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥		06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)		⑦		07
	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額		⑪		21
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯		26

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		⑰	<
---------------------	--	---	---

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)		㉔	</
-----------------------------------	--	---	---

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等